

## 介護サービス情報の公表制度の概要

### 介護サービス情報の公表制度とは？

本制度は介護保険法の改正により18年4月から施行される新しい制度です。  
実施単位は都道府県です。

対象となる介護サービス事業者は1年に一度、調査票を提出し調査を受審することが義務付けられます。報告書の提出及び調査を拒否した場合は、方により罰せられます。調査結果は都道府県において全国一律の基準によりインターネット等で公表します。

制度の基本的な考え方として

利用者がサービス事業者を選択する際に比較検討できることを目的とする。

事業者にとって情報公表すること等でサービスの質の改善への効果が期待できる。

調査は客観的事実を確認することのみである。

調査は事実の善し悪しの判断・評価・改善指導を伴わない。

などがあげられます。

公表した情報の内容についての責任は全てサービス事業者が負うこととなります。

本制度は調査を受けるサービス事業者が支払う調査手数料及び公表手数料で全て賄うこととなります。手数料の金額については、これから都道府県ごとに算定し、18年3月中に条例で定めることとなります。

### 福祉サービス第三者評価との違い

福祉サービス第三者評価は、専門性の高い評価員が評価することで、利用者は一定の信頼ある評価を元に介護サービス事業者を選択することができる点に特徴があります。また、事業所によるサービスの質の向上などへの取組みを支援することも第三者評価の目的のひとつです。評価の受審は事業者の任意となっています。

それに対して「介護サービス情報の公表」制度は、サービスを実施しているか、いないかという事実を客観的に調査し公表するものです。例えば第三者評価においては「どのような研修マニュアルを持っているか、それがどう活用されているか」と質を評価するのに対し、本制度では「研修マニュアルがあるか、ないか」を調査するため、そのマニュアルの質について言及するものではありません。しかし、1年に1度調査受審を義務としているため、全ての事業者を同じ項目で比較することができ、利用者自身が調査内容（サービス）のあり・なしを確認できることが特徴となります。

### 調査対象サービスは？

今後対象サービスは増えていきますが、平成18年度は下記の9サービスで、事業所数は約10,000事業所となります。

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・福祉用具貸与
- ・通所介護
- ・居宅介護支援
- ・訪問看護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・特定施設入所者生活介護

## 調査の実施と調査員

本制度の調査は、事前に介護サービス事業者が提出した調査票を元に、2名の調査員が訪問調査し、項目のチェック（確認）を行います（1事業所の調査あたり、訪問及び書類整理等でおよそ1日間を見込んでいます。）。

事業所に赴く調査員は、都道府県から指定された「指定調査機関」に所属する者となります。

調査員になるためには、全国一律で定められたカリキュラムによる本制度の研修（4日間程度）を受講し修了することが必要となります。

調査員は、調査する事業所の情報を知る立場となるため、公務員と同等の守秘義務を課せられることになるほか、倫理・行動規範を認識し、調査の役割から逸脱せず、円滑に調査できる人格が求められます。

18年度から制度が施行されますが、当面の間、訪問する調査員2名のうち1名は、介護サービスに関する知識を有する者（介護支援専門員など）が望ましいとされています。

## 指定調査機関とは？

都道府県は、外部機関を指定し、調査を行わせることができるとされています。東京都では、介護サービス事業所数が多いため、調査機関を複数指定し、調査を実施します。

調査はサービス事業所との契約ではなく、都道府県からの指定で行われ、指定調査機関ごとに調査計画を立てることになります。

調査機関の指定要件の主なものは、

法人格を有していること

法人自らが提供している介護サービスを行っている事業所は調査しないこと

調査しようとしている介護サービスを現に提供している血縁者（3親等以内）を持つ役員が指定調査機関（法人）の中に過半数以上いないこと、または、本調査事務に関する会計を法人の会計と分けて経理すること

調査機関が調査しようとしている介護サービスを現に提供している事業者が法人の会員の過半数を占めていないこと、または法人の定款に調査事務に関することを会員の決定と区分して業務を決定することを定めること

調査で知り得た情報についての守秘義務を運営規定に定めること  
となります。

指定調査機関となるためには調査員を2名以上備えることが必要となります。

このほか、東京都では調査報告等をインターネットを利用した電子ベースで行う環境があること、調査に係る事務所を都内に有していること、調査対象地区及び調査実施時期を限定しないことなどを条件として定めています。

調査員の雇用形態等は調査機関の任意となりますが、調査員の行動等については指定調査機関の責任となります。

## 指定公表センターとは？

都道府県において行う介護サービス情報の公表事業に係る事務を、「指定公表センター」に行わせることができるとしています。

東京都においては、都に代わって「指定公表センター」に業務を行わせることを予定してします。

指定公表センターに行わせる業務は以下の通りです。

年間計画（調査・公表）の作成

調査報告の受理

介護サービス情報の公表事務

指定調査機関の指定

調査員養成研修の実施

調査員の登録

調査拒否等による注意・処分については都道府県で行います。

指定公表センターは各都道府県に1か所と定められており、指定要件としては介護サービスを提供していないことの他は、ほぼ指定調査機関と同じです。

指定公表センターは基本的に介護サービス事業者が支払う公表手数料で運営をすることとなり、基本的には東京都からの補助はありません。